

## 公立大学法人横浜市立大学工事設計変更事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、設計変更の決定及び契約変更の手続について必要な事項を定め、もって設計変更に係る工事の適正な施行を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において「工事」とは、公立大学法人横浜市立大学が発注する工事又は製造(物品の製造を除く。)の請負をいう。

2 この要領において「設計変更」とは、工事の施行にあたり設計または仕様の一部を変更することをいう。

3 この要領において「契約変更」とは、設計変更の決定に基づく契約の変更をいう。

### (設計変更の基本原則)

第3条 設計変更の決定及び契約変更は、当該工事の目的を変更しない限度において、特に必要な場合またはやむを得ない場合のほか、これを行うことができない。

2 請負金額が当初の30%を超えて増減する設計変更は行うことはできない。

### (設計変更の手続)

第4条 工事を発注した部において設計変更をしようとするときは、工事設計変更伺により公立大学法人横浜市立大学事務規程に基づき決裁を得なければならない。

2 工事設計変更伺には、設計変更の内容を明示した設計書、仕様書、図面その他の関係図書(以下「設計図書」という。)を添えなければならない。

3 請負金額の増減または履行期限の伸縮を必要とする設計変更の場合にあっては、あらかじめ請負人と協議して、その予定増減額または予定伸縮期間を算出することを原則とするものとする。

4 前項の場合において、請負金額の予定増減額は、請負金額内訳書の単価(請負金額内訳書がないときは設計書の工事費単価。以下同じ。)を基準にして算出するものとする。ただし、工事の増加部分について、請負金額内訳書の単価を基準にして算出することが適当でないときは、この限りでない。

### (設計変更の手続の特例)

第5条 公立大学法人横浜市立大学工事監督事務取扱要綱に定める工事の内容の変更の指示(以下「変更指示」という。)を行った場合には、当該変更指示に対応する設計変更に係る前条の決裁を速やかに得るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、極めて近い将来に続けて変更指示を行うことが見込まれる場合には、変更指示に対応する設計変更について、次の各号に定める範囲内においてまとめて決裁を得ることができる。

(1) 請負金額が150,000,000円未満の場合は、変更指示に伴う請負金額の増減額の合計が請負金額の20%以内であること。

(2) 請負金額が150,000,000円以上の場合は、変更指示に伴う請負金額の増減額の合計が30,000,000円以内であること。

### (契約変更の手続の特例)

第6条 工事の発注をした部の長は、請負契約 150,000,000 円未満の工事について第4条の規定による設計変更の決定後、速やかに工事設計変更指示書(第1号様式)及び設計図書を請負人に交付し、請負人から請書(第2号様式)を提出させることによって変更契約書の作成に代えることができる。

#### 附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条）

第  
年  
月  
日

工事設計変更指示書

（請負人）

様

理事長

印

工事名	
工事場所	
契約年月日	年 月 日

標記の工事については、次のとおり変更を指示します。

請書を提出して下さい。

変更項目	既定	変更	差引
履行期限	年 月 日	年 月 日	日
請負金額	円	円	円
支給材	円	円	円
支出科目	年度		
設 計			
仕 様	詳細は、別添設計図書のとおり。		
備 考			

〔備考〕 複写して3部作成すること。

第2号様式（第6条）

請

書

年 月 日

様

住 所  
請負人  
氏 名

工 事 名	
契約年月日	

上記の工事請負契約が下記のとおり変更されたことを承知するとともに当該変更事項を遵守して当該工事をしゅん工することを確約してこの請書を提出します。

記

○変更事項( レの表示をした部分)

□設 計 ・ 仕 様	添付の図書記載のとおり
□契約金額増△減	¥
□しゅん工期限	年 月 日